

週二(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

第一号

一九六八年

一月二日

目次	ページ
規則	
○労働基準監督官の資格及び任用に関する規則の一部を改正する規則 (規則第一号)	1
○公有水面埋立について (告示第一号)	1
琉球電信電話公社事項	
○構内交換設備、地域団体加入電話設備等工事担当者資格試験合格者について (琉球電公社公示第十三号)	1

公告	ページ
○一九六七年度財務諸表公告	2
○一九六七年一級建築士試験合格者について	5
○道路位置の指定について	6
○押収物還付公告	6
○失踪宣告	8
正誤	ページ
○戸籍法施行規則の一部を改正する規則中訂正	9

規則

規則第一号
労働基準監督官の資格及び任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九六八年一月二日

行政主席 松 岡 政 保

労働基準監督官の資格及び任用に関する規則の一部を改正する規則

労働基準監督官の資格及び任用に関する規則 (一九五四年規則第二十四号)

の一部を次のように改正する。
 第九条第四項を次のように改める。
 4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、第二項にかかせる科目についてこれを行ない、併せて労働基準監督官としての一般的適性を審査する。
 附録第一号様式中「行政主席」を「労働局長」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告示

告示第一号

公有水面埋立法第二条の規定により一九六七年十二月二十七日づけで次のおり免許したので同法第十一条の規定により告示する。
 一九六八年一月二日

行政主席 松 岡 政 保

- 一 埋立申請人住所氏名
住 所 名護町字幸喜九二番地
氏 名 大城 喜 栄
- 二 埋立場所及び面積
場 所 名護町字幸喜西間原一三五番地先
面 積 一四二六、七七平方米 (四三二・六〇坪)
- 三 埋立の目的は子供の遊び場に供するものとする。
- 四 埋立免許を受けた日から起算して三ヶ月以内に竣功認可申請をしなければならぬ。

琉球電信電話公社事項

琉球電信電話公社公示第十三号

構内交換設備、地域団体加入電話設備等工事担当者認定規則に基づき1968年度の工事担当者資格認定試験を11月25日、26日に施行した結果、次の者が合格しました。

1968年1月2日

琉球電信電話公社

總裁 新 里 善 福			
認 定 区 分	受 験 番 号	氏 名	
交 換 第 二 種	A-12	江 田 清 次 郎	
交 換 第 三 種	A-17	宜 野 座 恒	

1967年度財務諸表公告

琉球電信電話公社法第60条第2項の規定に基づき、1967年度の財務諸表(財産目録・貸借対照表・損益計算書)を次のとおり公告します。

1968年1月2日

那覇市字寄宮310番地

琉球電信電話公社

總裁 新 里 善 福

財 産 目 録

1967年度

1967年6月30日現在

琉球電信電話公社

内 訳	要			金 額
	数	量	金 額	
資 産 の 部				
1 流 動 資 産	金			6,479.63
現 預 金	公社資金預金 14口		277,520.44	1,310,733.64
	定期預金 24口		850,000.00	
	別段預金 27口		183,213.20	
未 仮 整	收 入 金 品	前 渡 金 5件 その他の仮払金3件		681,368.45
	私 理			2,818.39
				8,989.99

貯 蔵 材 料	品 目	金額	金額
2	固定資産		495,386.87
	流動資産合計		2,917.71
	固定資産合計		2,508,694.68
	電信電話機械設備	217,440.42	6,330,751.85
	電信機械設備	34,866.98	
	構内電信機械設備	577,287.15	3,080,711.83
	無線電信機械設備	3,080,711.83	
	市内電話機械設備	952,979.52	253,192.82
	加入電話宅内設備	253,192.82	
	公衆電話設備	67,238.54	129,295.01
	構内交換電話設備	129,295.01	
	市外電話機械設備	1,636,478.66	1,105,354.14
	送無線機械設備	1,105,354.14	
	電力設備	8,004,845.07	1,674,093.22
	小計	1,674,093.22	
	減価償却引当金		5,268,870.84
	電信電話線路施設	4,029,496.21	1,625,342.38
	市内線路設備	1,625,342.38	
	市外線路設備	1,067,400.84	6,722,239.43
	土木設備	6,722,239.43	
	小計	1,453,368.59	487,771.16
	減価償却引当金	1,453,368.59	
	土地	85筆 15,972.83坪	2,016,511.52
	建物及び工作物	1,893,337.28	
	建物	261,115.93	
	工作物		

小計	2,154,453.21	80,220.50
減価償却引当金	137,941.69	
諸施設	19,033.78	
機械器具	119,558.75	
車	138,592.53	
小計	58,372.03	
減価償却引当金	18,326,364.54	868,463.14
未完成施設	3,323,775.53	
有形固定資産合計	15,002,589.01	
減価償却引当金	56,000.00	
差引固定資産額	27,929.41	
純有形資産	83,929.41	
その他の資産	17,595,213.10	
3 その他の資産合計		
減価償却引当金	472,032.54	
未整理資産	6,471.58	
その他の資産合計	3,578.44	
資産合計	2,369.21	
負債の部	523.93	
1 流動負債	46,906.19	
未払受金	525,410.31	
2 固定負債		
物品価額調整勘定		
流動負債合計		

長期借入金	2,762,500.00	
電信電話債券	1,319,000.00	
固定負債合計	4,081,500.00	
3 その他の負債		
退職給与引当金	1,725,995.06	
その他の負債合計	1,725,995.06	
負債合計	6,882,905.37	
正味財産	11,262,307.73	

貸借対照表 1967年度 1967年6月30日現在 琉球電信電話公社

電信電話線路施設	6,722,239.43	資 本 勘 定	2,000,000.00
減価償却引当金	1,453,368.59	資 本 剰 余 金	2,791,581.29
土地	437,771.16	固定再評価積立金	1,001,930.38
建物及び工作物	2,154,453.21	固定贈与剰余金	729,796.04
減価償却引当金	137,941.69	資産再評価積立金	937,873.66
諸 施 設	138,592.53	設備負債担金	121,931.21
減価償却引当金	58,372.03	その他の資本剰余金	6,470,726.44
未完成施設	868,463.14	利益剰余金	850,201.34
有形固定資産合計	18,326,364.54	減価償却立金	5,620,525.10
減価償却引当金	3,323,775.53	建設積入金	11,262,307.73
差引固定資産額	15,002,589.01	資本勘定合計	17,595,213.10
その他の資産			
減価用資産	56,000.00		
未整理資産	27,929.41		
その他の資産合計	83,929.41		
合 計	17,595,213.10	合 計	17,595,213.10

- (附注)
- (1) 電信電話債券発行額 \$2,700,000.00の発行引受銀行(琉球銀行)に対し土地 \$147,834.89建物 \$437,736.31 (何れも帳簿価額) は抵当に供し電信電話施設 \$6,118,246.02 (帳簿価額) は譲渡担保権を設定してある。
- (2) 借入金借入証額 \$2,100,000.00の借入先琉球開発金融公社に対し建物 \$791,124.18 (帳簿価額) は抵当に供し電信電話施設 \$3,731,953.68 (帳簿価額) は譲渡担保権を設定してある。
- (3) 簿外資産 目下稼働中の測定器及び事務用備品類は \$822,757.32である。

損益計算書

1967年度 自 1966年7月1日 至 1967年6月30日

琉球電信電話公社

費用の部	金額	収益の部	金額
勘定科目	金額	勘定科目	金額
営業保全費	1,145,610.61	電話事業収入	6,396,772.83
施設普通費	1,281,762.83	電信事業収入	1,081,090.98
共 同 費	1,102,365.43	受託工事収入	264.00
利子及び債券取扱費	240,482.65	雑 収	101,720.08
業務委託費	888,230.73	雑 益	152,397.99
減価償却費	1,046,941.10		
財産除却費	387,214.41		
退職給与引当金繰入	348,148.54		
雑 損	50,650.05		
当期利益	1,290,839.53		
合 計	7,732,245.88	合 計	7,732,245.88

損益計算書付表

利益剰余金計算書

1967年度 琉球電信電話公社

摘 要	金 額
1 減価償立金取崩額	●548,630.00
2 当期利益金	1,290,839.53
3 計 (1+2)	1,839,469.53
4 減価償立金償立額	558,961.03
5 建設繰入金繰入額 (3-4)	1,280,508.50

公 告

建築士法(一九五三年立法第八十七号)第十四条の規定に基づき行なわれた一九六七年一級建築士試験の結果を次のとおり公告する。

一九六八年一月二日

建設局長 石垣賢忠

合格者(十六名)

24	番受 号験	赤嶺一	氏名	44	番受 号験	仲座巖	氏名	107	番受 号験	狩俣弘告	氏名		
15	7	6	5	4	3	2	1	番合 号格	番受 号験	氏名	番合 号格	番受 号験	氏名
114	35	34	19	16	13	11	8	新城松雄			8		新城松雄
金城會四郎	金城陽一	当真嗣夫	金城登	山口恵二	仲本達	屋比久孟清							
16	14	13	12	11	10	9	8	番合 号格	番受 号験	氏名	番合 号格	番受 号験	氏名
132	112	86	70	64	60	49	48	新城宏皓			8		新城宏皓
上地森男	玉城正秀	喜納政鎮	城間功正	渡嘉敷勇	山城佑啓	賀教孝助							

四科目合格者(三名)

三科目合格者(七名)

141	50	7	番受 号験	原国政徳	栗国公順	比嘉謙裕	氏名
			番受 号験		68	15	氏名
			番受 号験				氏名
			番受 号験		123	37	氏名
			番受 号験				氏名
			番受 号験				氏名
			番受 号験				氏名
			番受 号験				氏名

二科目合格者(十四名)

125	104	62	32	9	番受 号験	上間啓三	金城安信	大城義輝	平良孝	島岡盛信	氏名
					番受 号験						氏名
					番受 号験						氏名
					番受 号験						氏名
					番受 号験						氏名
					番受 号験						氏名
					番受 号験						氏名
					番受 号験						氏名

一科目合格者(三十七名)

23	12	2	番受 号験	大城稔	仲田博保	上原光裕	氏名
			番受 号験				氏名
			番受 号験				氏名
			番受 号験				氏名
			番受 号験				氏名
			番受 号験				氏名
			番受 号験				氏名
			番受 号験				氏名

○一九六七年領第三二二号 (砂川秀雄 外一名に対する器物毀棄被疑事件)
一 下駄 (男物) 一 足 受還付人 砂川 茂

押収物 還付 公告

一九六七年二月二二日

石垣治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五〇条により公告する。

○一九六七年領第四二二号 (仲里清次に対する窃盗・赃物收受被疑事件)

一 自転車 (No.六〇九五) 一台 受還付人 不明

二 自転車 (女子用) (No.六六三六) 一台 受還付人 不明

三 米の換価代金 八〇円 受還付人 不明

押収物 還付 公告

一九六七年二月二二日

石垣治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五〇条により公告する。

○一九六七年領第五五号 (野里 栄に対する窃盗被疑事件)

一 原動機付自転車 一台 受還付人 不明

押収物 還付 公告

一九六七年二月二二日

石垣治安検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第五〇条により公告する。

○一九六七年領第五八号 (上原治政に対する軽犯罪法違反被疑事件)

一 包丁 一丁 受還付人 瀬戸 ッル

1967年少第990号

1967年12月25日

中央巡回裁判所

押収物 還付 公告

左記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第五〇条により公告する。

受還付人は本日より6カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1967年押第133号 ナンバープレート (5 B 25167 5 B 25256) 二枚

受還付人 所有者不明

1967年少第942号
1967年12月25日

中央巡回裁判所

押収物 還付 公告

左記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第五〇条により公告する。

受還付人は本日より6カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1967年押第125号 腕時計 一個

受還付人 所有者 不明

1967年少第67号

1967年12月25日

中央巡回裁判所

押収物 還付 公告

左記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第五〇条により公告する。

受還付人は本日より6カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1967年押第67号 ベンチ 一本

受還付人 所有者 不明

1967年少第97~99号

1967年12月25日

中央巡回裁判所

押収物 還付 公告

左記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第五〇条により公告する。

受還付人は本日より6カ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1967年押第18号 2.チェン 一本

受還付人 住所不明

上原 虎

1967年少第64号

1967年12月25日

中央巡回裁判所

押収物還付公告

左記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。
受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1967年押第10号 現金 壹帀(紙幣一枚)
受還付人 所有者不明

1967年少第91号

1967年12月25日

中央巡回裁判所

押収物還付公告

左記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。
受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1967年押第16号 ノミ 一本
受還付人 所有者不明

1967年少第22号

1967年12月25日

島尻巡回裁判所

押収物還付公告

左記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。
受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1967年押第3号 1 盾 丁 2本
2 ペンチ 1本
3 金切ハサミ 1本
受還付人 所有者不明

1967年少第17号

1967年12月25日

島尻巡回裁判所

押収物還付公告

左記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。

受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1967年押第17号

- | | | | |
|---------------|----|-----------|----|
| 1 赤色手さげバッグ | 一個 | 7 ワンピース | 一枚 |
| 2 化粧品 | 一箱 | 8 男用白ズボン | 二枚 |
| 3 婦人用ベルト | 三本 | 9 ハンカチ | 一枚 |
| 4 ムームーシャツ | 一枚 | 10 女用スリッパ | 二足 |
| 5 ミニスカート | 二枚 | 11 財布 | 一個 |
| 6 ノースリーヴシャツ一枚 | | | |
- 受還付人 所有者不明

1967年少第979号

1967年12月27日

中頭巡回裁判所

押収物還付公告

左記押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第510条により公告する。
受還付人は本日より6ヵ月以内に還付の請求をして下さい。

記

1967年押第183号

- | | | | |
|------------|----|-------------|----|
| 符号(1) カッター | 1個 | 符号(5) 小型ボール | 1個 |
| (2) ドライバー | 2本 | (6) ノミ(大工用) | 1個 |
| (3) 小型ボール | 1個 | (7) ドライバー | 2本 |
- 受還付人 住所 不詳
氏名 齋 間 明

失踪宣告

1967年(家)第108号

本 籍 沖縄県平良市字池間151番地

最後の住所 平良市字池間151番地

不在者 長 浜 勝次郎

明治40年12月27日生

審判確定の日 1967年12月28日

死亡と見なされる日 1955年7月18日

叫叶淡回舞世平

正 誤

一九六七年十二月二十八日付公報九五号登載の「戸籍法施行規則の一部を改正する規則」中附録第十二号様式は次のとおり誤り。

法務局民事部民事課

ページ	段	行	誤	正
四	上	一九	新本籍(左のレの氏の人がすでに……)	新本籍(左のレの氏の人がすでに……)
四	下	三一	(国勢調査の年………) ……年に届出するとき……)	(国勢調査の年………) ……年に届出するとき……)

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局渉外広報部文書課

— ひかり印刷所 —